

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成20年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第7号

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岩手県立病院等利用料条例の一部改正)

第1条 岩手県立病院等利用料条例(昭和25年岩手県条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 前条の規定による利用料の額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)及び老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定により定められた診療報酬の算定方法(以下「算定方法」という。)並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(以下「算定基準」という。)又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により定められた指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(以下「介護の基準」という。)に定めのあるものについては、算定方法、算定基準又は介護の基準により算定した額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を加算した額の範囲内で規則で定めるところにより算定した額)とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用に係るもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、同法第56条第1項に規定する法令又は老人保健法(昭和25年法律第144号)の規定により行われるものを除く。)で算定方法又は算定基準に定めのあるものについての利用料の額は、算定方法又は算定基準により算定した額の倍額とする。</p>	<p>第2条 前条の規定による利用料の額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により定められた診療報酬の算定方法(以下「算定方法」という。)並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(以下「算定基準」という。)又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により定められた指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(以下「介護の基準」という。)に定めのあるものについては、算定方法、算定基準又は介護の基準により算定した額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を加算した額の範囲内で規則で定めるところにより算定した額)とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用に係るもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、同法第56条第1項に規定する法令又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により行われるものを除く。)で算定方法又は算定基準に定めのあるものについての利用料の額は、算定方法又は算定基準により算定した額の倍額とする。</p>

(2) [略]	(2) [略]
2 [略]	2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(療育センター条例の一部改正)

第2条 療育センター条例（昭和51年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 診療等に係る利用料金のうち健康保険法（大正11年法律第70号）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定に基づく診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「算定方法等」という。）に定めのあるもの 算定方法等により算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額の範囲内で指定管理者が定める額）</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 診療等に係る利用料金のうち健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「算定方法等」という。）に定めのあるもの 算定方法等により算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額の範囲内で指定管理者が定める額）</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第3条 リハビリテーションセンター条例（平成5年岩手県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金)	(利用料金)

第4条 センターにおいて診療及び診断書等の交付（以下「診療等」という。）を受けた者は、次に定めるところによりセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により定められた診療報酬の算定方法（以下「算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「算定基準」という。）に定めのあるものについては、算定方法又は算定基準により算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額の範囲内で知事が定める額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用に係るもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは同法第56条第1項に規定する法令又は老人保健法の規定により行われるものを除く。）で算定方法又は算定基準に定めのあるものについての利用料金の額は、算定方法又は算定基準により算定した額の倍額とする。

(2) [略]

2・3 [略]

第4条 センターにおいて診療及び診断書等の交付（以下「診療等」という。）を受けた者は、次に定めるところによりセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により定められた診療報酬の算定方法（以下「算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「算定基準」という。）に定めのあるものについては、算定方法又は算定基準により算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額の範囲内で知事が定める額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用に係るもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは同法第56条第1項に規定する法令又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により行われるものを除く。）で算定方法又は算定基準に定めのあるものについての利用料金の額は、算定方法又は算定基準により算定した額の倍額とする。

(2) [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。